

高森町生活応援商品券の取扱い店舗について（募集）

日頃から高森町政にご理解とご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。

町では今般のエネルギー価格をはじめとした物価の値上がりから個人消費を下支えするため、町民の皆様が町内等店舗で利用できる商品券「高森町生活応援商品券」を発行します。そこで、町内事業者様から、商品券の取り扱い店舗を募集いたします。

つきましては、以下の概要をご確認いただいた上で、取扱店舗としてご登録いただけける事業者様は、2月4日（水）までに、別添「参加表明書」に必要事項を記載のうえ役場へ提出（FAX、メール可）いただきか、右記二次元コードからお申し込みください。

なお、2月4日以降も町ホームページで商品券取扱い店舗募集を継続しますが、商品券を郵送する際に同封する「取扱事業者一覧」には掲載されませんのでご承知おきください。



【申込フォーム】

■高森町生活応援商品券の概要

- ・10,000円分（1,000円×10枚）の商品券を各世帯に世帯人数分配布します。
- ・会計金額に関係なく商品券を使用できます。
- ・商品券のみでの支払いの場合、**おつりは出ないものとします。**
- ・町内に店舗がある事業者（町外に店舗がある町内事業者および町内居住の個人事業主含む）のうち、参加表明をした店舗にて利用可能なものとします。
- ・**商品券利用期間は令和8年3月1日から令和8年8月31日**までです。
- ・後日、参加いただけた店舗様には取扱店の表示、換金時の申込用紙等をお送りいたします。

■商品券の換金方法

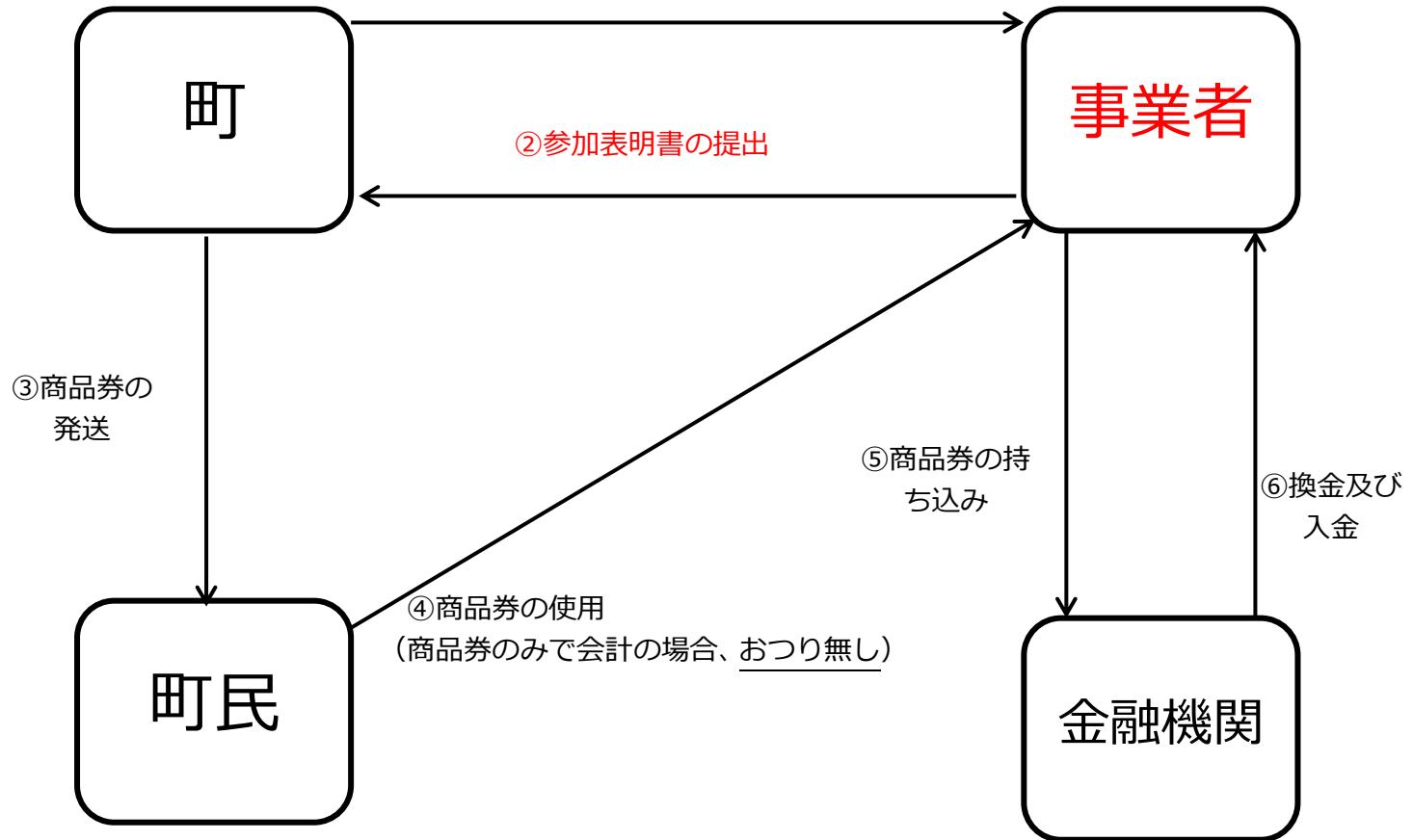
- ・受け取った商品券を、指定金融機関のうち参加店舗様が口座を持つ金融機関へ隨時持ち込んでください。**換金期間は令和8年3月から9月までの毎月1日～24日**とします。ただし、土日祝日や金融機関窓口の営業時間外は、換金を受け付けできません。
- ・各金融機関より枚数の確認後、参加店舗様が指定する口座へ入金します。
- ・指定金融機関は飯田信用金庫高森支店・八十二長野銀行市田支店・みなみ信州農業協同組合高森支所のみです。指定金融機関以外での換金や現金による換金は受け付けできません。
- ・**令和8年9月24日を過ぎての換金は一切受け付けできません。**

そのほかご不明な点がございましたら、町ホームページまたは裏面の連絡先までお問い合わせください。

裏面へ

事業イメージ

①参加店舗の募集



【お問合せ】高森町役場 産業課 商工観光係
 課長：宮下 担当：小平、中島
 電話：0265-35-9405
 FAX：0265-35-8294
 E-mail : sangyou@town.nagano-takamori.lg.jp